

固定資産評価審査委員会の概要について

1 固定資産評価審査委員会とは

- (1) 市長が固定資産課税台帳に登録した価格（評価額）に対する、納税義務者からの不服の申出を審査する行政委員会です。
- (2) 市長から独立した中立・公正な立場で、固定資産の価格（評価額）が、適正に決定されているかどうかを審査します。

【根拠法令】地方自治法第 180 条の 5、地方税法第 423 条 1 項及び 2 項
東御市税条例第 77 条及び 78 条

2 委員の定数

東御市固定資産評価審査委員会の委員の定数は市税条例で 3 人と定められています。

3 選任

市民、市税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、市議会の同意を得て市長が選任します。

4 委員の任期

3 年（令和 4 年 5 月 18 日～令和 7 年 5 月 17 日）

5 事務局

地方税法及び条例では設置規程は置かれていないが、審査委員会は市長から独立して中立の立場で審査するために設けられていることから、事務局は固定資産の評価担当以外の部署において行うことが望ましい。

6 申出できる方

- (1) 令和 6 年度分の固定資産税の納税義務者（令和 6 年 1 月 1 日現在の固定資産の所有者）又はその代理人に限られます。
- (2) 同年 1 月 2 日以降に所有者となった方や、納税管理人、借地人、借家人は審査の申出をすることができません。

7 審査・手続きの流れ（別紙 審査の申出の流れ参照）

(1) 審査申出

納税者による固定資産台帳登録事項への不満による申出

○審査申出の期間

下図 B から C の期間

（課税台帳縦覧開始日

（納税通知書交付の翌日）

（B の日から 3 ヶ月以内）

A→→

→→B→→

→→

→→C

4 月 1 日

4 月 18 日

7 月 17 日

(2) 形式審査

審査申出書の記載事項や提出期限などを点検、調査し、適法な場合は受理、不適法な場合には審査委員会の決定により却下されます。

(3) 実質審理

固定資産評価審査委員会が審査申出書を受理した場合は、直ちに必要と認められる調査、その他の事実審査を行い、審査の決定をしなければならない。

《書面審理》

審査申出書、市長が提出する弁明書、弁明書に対する審査申出人の反論書その他の証拠書類等、専ら書面により、双方の主張、争点、事実関係を明らかにし、委員の心証を形成する手続きです。

《口頭審理》

固定資産評価審査委員会は、審査のために必要がある場合においては、審査申出人及び市長の出席を求め、公開による口頭審理を行うことができます。

《実地調査》

固定資産評価審査委員会は、審査申出人の申立てにより又は職権で、必要な場所につき検証（実地調査）することができます。

(4) 審査の決定

《却下》

形式審査を経た要件審理の結果、適法要件を欠く不適法な審査申出として、実質審理を拒絶する決定のことです。

《棄却》

却下の決定とは異なり、審査委員会で実質審査の結果、審査申出に理由がない、つまり申出人の主張が受け入れられないとして、市長が決定した固定資産課税台帳の登録価格を是認する決定です。

《認容の決定》

実質審理の結果、審査の申出の理由を認容して、固定資産課税台帳の登録事項の修正を市長に求める決定のことです。一部認容と全部認容があります。

※固定資産評価審査委員会は、決定があった日から 10 日以内に、これを審査申出人及び市長に文書により通知しなければなりません。

8 審査決定に対する処分取消の訴訟

○行政事件訴訟

審査委員会の審査の決定に不服がある納税者は、審査委員会を被告として、審査委員会の所在地を管轄する裁判所に決定の取消しを求めて訴訟を起こすことができます。

◆審査の申出の流れ

